

若草中学校同窓会会則

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は、若草中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、会員相互の親睦を図り、若草中学校の発展に協力することを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 会員相互の交流を図る場を設定する。
2. 若草中学校の現況を会員に紹介すると共に会員相互の情報交換の場として、若草中学校ホームページを利用する。

第 3 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、次の通りとする。

1. 若草中学校を卒業した者。
2. 若草中学校に在籍した者で、本会の趣旨に賛同する者。
3. 若草中学校現職員及び旧職員を特別会員とする。

第 5 条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

第 4 章 役 員

第 6 条 この会は、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 書 記 2名
4. 会 計 2名
5. 会計監査 2名
6. 理 事 2名（卒業期ごとに）
7. 幹 事 2名（卒業クラスごと評議員をあてる）
8. 顧 問 現教職員より若干名

第 7 条 役員は次の通りとする。

1. 会 長 この会を代表し、会務を総括し、総会・理事会・役員会を招集する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
3. 書 記 この会の事務を処理する。
4. 会 計 この会の会計事務を処理する。
5. 会計監査 この会の会計事務を監査し、総会に報告する。
6. 理 事 各期の幹事を代表し、理事会を構成してこの会の重要事項を協議決定し、幹事と役員会との連絡調整にあたる。
7. 幹 事 当該クラスとの連絡調整にあたる。
8. 顧 問 この会と母校との連絡調整にあると共に、会長の要請に応じ、必要な場合には会の運営について助言する。
9. 役 員 会 会長・副会長・書記・会計をもって構成し、会の運営実務を検討し処理する。

第 8 条 現若草中学校長を名誉会長とする。

第 9 条 役員は次の通りとする。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、上記役員の中から総会で承認する。
2. 理事は、各期の幹事の中から互選する。
3. 幹事は、卒業クラスごとに評議員をあてる。
4. 顧問は、中学校で推薦する。

第 10 条 役員は、任期は、3年とする。但し、顧問の任期は、1年とする。再任は妨げない。

第 5 章 総 会

- 第 11 条 この会は、3年に1回定例会を開くこととする。但し、必要のあるときは会長の権限で臨時総会を開催できる。
- 第 12 条 総会は役員を含む20名以上の出席で成立する。但し、委任状も可とする。
- 第 13 条 総会の決議は、出席者の3分の2以上を要する。

第 6 章 会 計

- 第 14 条 本会の経費は、終身会費（卒業時に1,000円納入）・寄付金及びその他の収入をもつてあてる。
- 第 15 条 会費の改定については、役員会で審議し、総会で承認を得ることとする。
- 第 16 条 会計報告は若草中学校ホームページに掲載する。

第 7 章 改 訂

- 第 17 条 この会の会則を改定する場合は、役員会で審議し、総会で承認を得ることとする。承認までの臨時処理は会長の権限をもってする。

第 8 章 付 則

- 第 18 条 この会の会務を執行するのに必要な細則は、理事会の議決に基づいて定めることができる。
- 第 19 条 この会則は、平成24年11月10日から施行する。